

労働保険事務組合 事務処理手引き



労働保険は働く皆さんを守ります。

～労働者を一人でも雇ったら手続きを～



法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければなりません。労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。
(電子申請は24時間、365日いつでもOK！)

忘れてませんか？加入義務

労働保険

労働保険 検索

労災保険 雇用保険

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省・厚生労働省労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）（財）全国労働保険料徴収協会・全国社会保険労務士会連合会

大分労働局 総務部 労働保険徴収室

令和2年4月作成

目 次

1	労働保険事務組合への事務処理の委託	3
2	労働保険年度更新の手続き	6
3	労働保険対象者の範囲	8
4	労働保険対象賃金の範囲	9
5	労災保険率	10
6	雇用保険率	11
7	継続事業の年度更新（労働保険番号の基幹番号末尾0、2、4、6） 【末尾4のうち立木の伐採の事業を除く】	12
8	一括有期事業の年度更新について（労働保険番号の基幹番号末尾4、5） 【末尾4のうち立木の伐採の事業のみ】	18
9	労災保険特別加入者の年度更新について	26
10	電子媒体による申告書内訳の提出について	31
11	労働保険料等の滞納がある場合の事務処理について	32
12	年度途中で新規委託および委託解除があった場合の概算保険料の処理 （増額・減額訂正報告）について	34
13	労働保険料等の内部処理について	38
14	労働保険関係手続の電子申請について	40
15	ウェブサイトでダウンロードできる様式等について	40
16	労働保険料等の口座振替納付について	42
17	労働保険事務組合の年間スケジュール	43
18	令和2年度から労働保険事務を委託できる事業主の 主たる事務所の所在地に制限がなくなります	44

1 労働保険事務組合への事務処理の委託

(1) 委託を受けた場合の手続き

ア 事業主から「労働保険事務等委託書」(組様式第1号)【ダウンロード様式41ページ参照】により労働保険事務処理の委託を受けた場合は、速やかに受託の可否を事業主に通知しなければなりません。

イ 労働保険事務処理を受託したときは、速やかに「保険関係成立届(事務処理委託届)」(様式第1号)を作成し、

- ・二元適用事業(労災保険のみ)は労働基準監督署
- ・その他(一元適用事業、二元適用事業(雇用保険のみ))はハローワーク

を経由して大分労働局総務部労働保険徴収室(以下「労働局」という。)に提出します。

また「労働保険事務等委託事業主名簿」(様式第18号)、「労働保険料等徴収及び納付簿」(様式第19号)、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」(様式第20号)【いずれもダウンロード様式41ページ参照】を作成します。

(2) 委託事業場の名称等が変更された場合
の手続

委託事業場の名称、所在地、事業の種類などに変更があった場合は、その都度「名称、所在地等変更届」（様式第2号）を作成し、

- ・二元適用事業（労災保険のみ）は
労働基準監督署
- ・その他（一元適用事業、二元適用事業（雇用保険のみ）は
ハローワーク

を經由して労働局に提出します。

(3) 委託解除の手続

ア 事務処理委託を解除するときは、7日前までに「労働保険事務等委託解除通知書」（組様式第11号）を作成し、委託事業主または事務組合に通知します。

組様式第11号

労働保険事務等委託解除通知書

労働保険番号	443019XXXX0XXXX	事業所番号	4401XXXXXX
事業場名	〇〇製パン	常時使用労働者数	15人
事業場の所在地	大分市〇〇-〇-〇	雇用保険被保険者数	11人
委託解除の理由	個別成立のため（令和2年10月1日より）		
委託解除年月日	令和 2 年 9 月 30 日		

上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。

郵便番号 870-0000 電話番号 〇〇(000) 〇〇〇〇

2年9月1日 名称 〇〇製パン

所在地 大分市〇〇-〇-〇

代表者氏名 〇〇〇〇

労働保険事務組合〇〇 殿

令和 2 年 9 月 1 日付けで通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。

郵便番号 870-0000 電話番号 〇〇(000) 〇〇〇〇

2年9月10日 名称 労働保険事務組合〇〇

所在地 大分市〇〇-〇-〇

代表者氏名 〇〇〇〇

〇〇製パン 〇〇〇〇 殿

2 労働保険年度更新の手続き

(1) 年度更新の意味

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算します。保険料の額は、保険関係が成立している事業場で使用されるすべての労働者の賃金の総額に、その事業に定められた保険料率を乗じて算定します。

労働保険は、年度当初に概算で保険料を決めて納付しておき、年度末に賃金総額が確定したところで精算するという方法をとっていますので、新年度の概算保険料の申告・納付と、前年度の精算のための確定保険料の申告・納付の手続きが必要となります。これが年度更新の手続きで、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

(2) 労働保険事務組合の年度更新のとりまとめ

事務組合の年度更新は、事務組合に付与された労働保険番号の基幹番号の末尾ごとに取りまとめ、申告・納付します。ただし、労災保険率メリット制適用事業場、海外派遣者の特別加入については、該当する事業場ごとに申告・納付します。

(3) 事務組合の年度更新の流れ

事務組合は、まず委託事業主から前年度の賃金総額と当年度の賃金総額の見込額について、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告（組様式第4号）」（以下「賃金等の報告」という。）の提出を受けます。なお、年度途中から事務委託した場合は委託日から前年度3月31日までの間、年度途中で委託解除した場合は前年度4月1日から委託解除日までの賃金総額が報告対象となります。

一括有期事業の場合は、前年度に終了した事業・工事に使用した、下請を含むすべての労働者に支払った賃金の総額（または請負金額に労務費率を乗じた額）を算出します。

次に賃金等の報告に基づいて、「確定・概算保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第6号）」（以下「申告書内訳」という。）を作成します。

そして申告書内訳に基づいて、「概算・増加概算・確定保険料一般拠出金申告書（様式第6号）」（以下「申告書」という。）を作成し、申告・納付します。

・事務組合の年度更新のスケジュール

3月	諸用紙の受理、配布 特別加入者の給付基礎日額の変更申請
4月～5月	申告書用紙の受理 賃金等の報告等の受理 申告書内訳、申告書等の作成 労働保険料等納入通知書の送付
6月	労働保険料・一般拠出金の徴収 労働保険料等領収書を交付 申告書等の提出 労働保険料・一般拠出金の納付
7月～2月	労働保険料の徴収、納付

(4) 保険料の計算方法

$$\begin{aligned} \text{一般保険料} &= \text{労災保険対象賃金の総額} \times \text{労災保険率} \\ &+ \text{雇用保険対象賃金の総額} \times \text{雇用保険率} \end{aligned}$$

$$\text{第1種特別加入保険料} = \text{保険料算定基礎額の総額} \times \text{労災保険率}$$

$$\text{第2種特別加入保険料} = \text{保険料算定基礎額の総額} \times \text{第2種特別加入保険料率}$$

$$\text{第3種特別加入保険料} = \text{保険料算定基礎額の総額} \times \text{第3種特別加入保険料率}$$

(5) 一般拠出金

一般拠出金は、石綿による健康被害の救済に関する法律による石綿健康被害者の救済費用に充てるため、すべての労災保険適用事業の事業主に負担していただいています。その額は、前年度の賃金総額に一般拠出金率を乗算します。一般拠出金率は、事業の種類にかかわらず、1000分の0.02です。

なお、労災保険の特別加入者は対象となりませんので、特別加入者の保険料算定基礎額は含みません。

(6) 申告書等の提出期限および保険料等の納付期限

① 申告書等の提出期限

令和2年6月1日（月）から7月10日（金）までの間に労働局または所轄労働基準監督署に提出してください。

申告書の提出と同時に、労働保険料等を金融機関に納付する場合は、申告書と領収済通知書を切り離さずに金融機関へ提出してください。なお申告書内訳等の添付書類は、金融機関に提出できませんので、別途労働局または所轄労働基準監督署に提出してください。

② 納付期限

第1期 令和2年7月10日（金） ※口座振替納付日 令和2年9月7日（月）

第2期 令和2年11月16日（月）

第3期 令和3年2月15日（月）

※ 口座振替利用事務組合で滞納が生じる場合は、法定納期の5営業日前までに「労働保険料等口座振替納付の緊急停止依頼書」【ダウンロード様式 41 ページ参照】を労働局に提出してください。 該当基幹番号の口座振替を停止するので、労働保険料等は領収済通知書により納付期限までに金融機関で納付してください。

※ 納付期限は、通常7月10日、11月14日、2月14日ですが、これらが閉庁日の場合は、翌開庁日となります。

※ 納付を怠った場合、延滞金を徴収します。

3 労働保険対象者の範囲

	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。	名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上で、②31日以上雇用見込みがある労働者は原則として被保険者となります。
法人の役員 の取扱い	代表権・業務執行権を有する役員は、労災保険の対象となりません。 監査役及び監事で、一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、労働者として取り扱います。	株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって同時に従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が認められる場合に限り被保険者となります。
事業主と同居 している親族	事業主と同居の親族は、原則として対象者となりません。	原則として被保険者となりません。
出向労働者	出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金を含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。	出向元、出向先のいずれか、労働者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	派遣元において原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。	①1週間の所定労働時間が20時間以上で、②31日以上雇用見込みがある労働者は、派遣元において被保険者となります。
日雇労働者	すべて対象となります。	日々雇用される者または30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります。

4 労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して労働の対象として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

保険料算定期間中（前年4月1日～当年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に支払われていなくても算入してください。

賃金とするもの	賃金としないもの
基本賃金	役員報酬
賞与	退職金、年功慰労金、勤続褒賞金等
通勤手当	休業補償費（労働基準法第76条）
定期券、回数券等現物給与	解雇予告手当（労働基準法第20条）
超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	傷病手当金（健康保険法第99条）
扶養手当、家族手当	結婚祝い金、死亡弔慰金、災害見舞金
技能手当、特殊作業手当、教育手当	出張旅費、宿泊費の実費弁償
調整手当	工具手当、寝具手当
地域手当、単身赴任手当	財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等
住宅手当	会社が全額負担する生命保険の掛金
精勤手当、皆勤手当	持家奨励金
物価手当	住宅の貸与を受ける権利（福利厚生施設）
休業手当（労働基準法第26条）	
宿直日直手当	
雇用保険料、社会保険料	
昇給差額	
前払い退職金（支給基準・支給額が明確な場合）	

5 労災保険率

労災保険率表（平成30年4月1日改定）

（単位：1/1,000）

事業の種類の分類	番号	事業の種類		改正後の料率	
林業	02又は03	林業		60	
漁業	1 1	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）		18	
	1 2	定置網漁業又は海面魚類養殖業		38	
鉱業	2 1	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業		88	
	2 3	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		16	
	2 4	原油又は天然ガス鉱業		2.5	
	2 5	採石業		49	
	2 6	その他の鉱業		26	
	建設事業	3 1	水力発電施設、ずい道等新設事業		62
3 2		道路新設事業		11	
3 3		舗装工事業		9	
3 4		鉄道又は軌道新設事業		9	
3 5		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		9.5	
3 8		既設建築物設備工事業		12	
3 6		機械装置の組立て又は据付けの事業		6.5	
3 7		その他の建設事業		15	
製造業	4 1	食料品製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6	
	6 5		たばこ等製造業		
	4 2	繊維工業又は繊維製品製造業		4	
	4 4	木材又は木製品製造業		14	
	4 5	パルプ又は紙製造業		6.5	
	4 6	印刷又は製本業		3.5	
	4 7	化学工業		4.5	
	4 8	ガラス又はセメント製造業		6	
	6 6	コンクリート製造業		13	
	6 2	陶磁器製品製造業		18	
	4 9	その他の窯業又は土石製品製造業		26	
	5 0	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		6.5	
	5 1	非鉄金属精錬業		7	
	5 2	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		5.5	
	5 3	鋳物業		16	
	5 4	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）		10	
	6 3	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）		6.5	
	5 5	めつき業		7	
	5 6	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		5	
	5 7	電気機械器具製造業		2.5	
	5 8	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		4	
	5 9	船舶製造又は修理業		23	
	6 0	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		2.5	
	6 4	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		3.5	
	6 1	その他の製造業		6.5	
	運輸業	7 1	交通運輸事業		4
		7 2	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）		9
7 3		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		9	
7 4		港湾荷役業		13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	8 1	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3	
その他の事業	9 5	農業又は海面漁業以外の漁業		13	
	9 1	清掃、火葬又はと畜の事業		13	
	9 3	ビルメンテナンス業		5.5	
	9 6	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6.5	
	9 7	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5	
	9 8	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3	
	9 9	金融業、保険業又は不動産業		2.5	
	9 4	その他の各種事業		3	
	9 0	船舶所有者の事業		47	

※ 労災保険のメリット制適用事業場の保険率について

前年度にメリット制の適用を受ける事業場には、前年5月頃、労災保険率決定通知書を送付しています。前年度確定保険料は、このとき通知された料率で計算します。

当年度にメリット制の適用を受ける事業場には、当年5月頃、労災保険率決定通知書を送付します。当年度概算保険料は、この通知書の料率で計算します。

6 雇用保険率

雇用保険率表（平成29年4月1日改定）

事業の種類	令和元・2年度共通（確定・概算保険料の計算に使用）		
	保険率	事業主率	被保険者率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産 清酒製造の事業 （園芸サービスは除く）	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

(1) 高齢労働者にかかる雇用保険料免除の廃止

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高齢労働者に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

(2) 被保険者からの控除方法

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額に上表の被保険者負担率を乗じた額です。この際1円未満の端数が生じたときの取扱いは以下のとおりです。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合
は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げます。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭
未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げます。

注) 慣習的な取扱い等の特約がある場合は、この限りではありません。

(3) 雇用保険の日雇労働被保険者を雇用した場合は、雇用保険印紙保険料と一般保険料の納付義務があります。印紙保険料の納付は委託事務から除かれていますが、一般保険料は事務組合の委託事務ですので、事業主から日雇労働被保険者の賃金等の支払報告を受け、一般被保険者の分と併せて申告、納付してください。

(2) 保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第6号(甲)）の作成

賃金等の報告をもとに労働保険番号の基幹番号ごとに申告書内訳を作成します。B4またはA3用紙で提出してください。

口座振替制度利用事務組合は、上部に口座と朱書きしてください。 口座

組様式第6号(甲)		労働保険番号A		府県・所掌・管轄・基幹番号		令和1年度		令和2年度		確定		保険料・		1枚のうち		枚目												
		44 × × × × × × × × × ×				令和1年度		令和2年度		概算		保険料・		1枚のうち		枚目												
労働保険番号の枝番号	事業場の名称	業種	労働保険区分	令和1年度確定保険料・令和2年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金										令和2年度概算保険料				第1種特別加入者										
				労働保険					雇用保険					一般拠出金		労災保険		雇用保険		氏名		適用月数		区分		適用月数		
001	〇〇工業(株)	6401	16	両保	56,400	197,400	52,800	12,775	3,150	9.0	210,175	49,650	446,286	35	9	657,025	労働 太郎	10,000	12	10,000	12							
002	〇〇繊維	4207	8	両保	24,800	111,600	24,800	21,078	0	9.0	132,678	24,800	400,510	R2228	事業廃止による委託解除(年度更新時に処理)		丸の内 一郎	14,000	11									
003	〇〇タクシー	7102	10	両保	28,500	128,250	28,500	11,948	0	9.0	139,198	28,500	256,500	395,698	(28,500)	(570)	580,948	R11,130	事業廃止による委託解除(処理済)		労働 次郎	10,000	8					
004	フrawー〇	9801	4	両保	18,291	111,600	111,600	5,840	3.5	117,440	0	9.0	256,500	395,698	(28,500)	(570)	580,948	R11,130	事業廃止による委託解除(処理済)		労働 花子	16,000	12	16,000	12			
005	〇〇家具(株)	4401	3	両保	10,850	0	0	0	14	9.0	151,900	10,000	90,000	241,900	10,850	217	335,200	151,900	90,000									
006	〇〇運送(有)			両保																								
007	株〇〇写真館	942																										
008	〇〇電機	5709	1	両保	0	0	0	9,600	2,000	9.0	11,600	18,000	27,600	3,200	64	37,000	8,000	18,000										
009	有〇〇警備	9602	9	両保	18,360	128,520	16,800	1,277	4,800	9.0	137,459	12,000	108,000	245,459	18,360	367	305,000	127,641	108,000			滝辺 英夫	3,500	12	5,000	12		
010	〇〇宝飾	6401	14	両保	4,200	14,700	4,200	1,095	3,832	9.0	18,532	4,200	37,800	56,332	4,200	84	H22.1 新規委託	111,195	226,800			辻口 和美	18,000	2	18,000	12		
合計				69	4																							
小計				58	0																							
				3	9																							

前年度概算保険料として申告した額を記入してください。年度途中に増額減額訂正報告をした場合は、増減後の金額を記入してください。

増額減額訂正報告済みの委託解除事業場の一般拠出金は「納付済」と表記して、合計金額には計上しないでください。

メリット事業場

メリット適用事業場分は、別途申告書内訳を作成して、上部余白にメリット適用分と朱書きしてください。また、一般事業場分の申告書内訳にも枝番号、事業場名のみ記入し、メリット事業場の旨表示してください。

報奨金の算定資料となりますので、右の区分により正確に記入してください。ただし、特別加入者の確定のみの事業場及び事務組合の母体団体の事業場は除きます。

申告書の申告済概算保険料額と一致しているか確認してください。

労働保険事務組合の名称

甲	A (1~4人・両保険)	件
	B (1~4人・片保険)	件
乙	A (5~15人・両保険)	件
	B (5~15人・片保険)	件

所在地 ○○市○○○-○○

代表者の氏名 ○○○○

事務組合控

事務担当者 氏名 ○○○○

事務組合印

※申告書内訳作成時の注意事項

- ① 保険料等の計算誤り、保険料率の誤りがないか、検算してください。表計算ソフトを使用する場合は関数を確認してください。
- ② 労災保険の概算保険料が労働者分0円で、特別加入者分のみを計上していることがあります。労働者の労災保険の概算保険料を0円で申告することはできません。1年間に労働者を使用する日数が100日未満の場合は、中小事業主としての特別加入はできません。
- ③ 年度途中の加入、脱退、異動があった特別加入者にかかる月割り算定基礎額及び区分（継続・加入・脱退）を間違えていることがあります。承認通知の算定基礎額に基づいて適用月数・月割り額を確認し、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳を提出してください。なお、年度途中に委託解除や脱退がある場合、労働保険事務等処理委託解除届（様式第17号）が必要です。
- ④ 年度途中の委託解除で減額訂正報告した事業場について、年度更新の申告書内訳の確定保険料に含めていないことがあります。減額訂正報告は、申告済概算保険料を減額処理するだけで確定申告ではないため、年度更新で確定保険料を申告しなければなりません。なお一般拠出金を二重納付しないよう注意してください。
- ⑤ 内訳書の常時使用労働者数又は被保険者数の欄に1人以上記載があるのに、賃金総額が0円となっていることがあります。常時使用労働者または被保険者が1人以上いる場合、賃金総額を確認してください。
- ⑥ 雇用保険対象者がいるにもかかわらず雇用保険の申告がない場合は、対象者分の賃金も含めて申告するとともに雇用保険加入手続きを行ってください。
- ⑦ 当年6月1日以降に委託した事業場については、年度更新の概算保険料には含めず、年度更新後、増額訂正報告を行ってください。

- (3) 労働保険料等納入通知書（組様式第7号(甲)・(乙)）の作成
委託事業主から保険料等を徴収する際は納入通知書を発送します。

組様式第7号(甲)
労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険 番号	府県 44	所掌 ×	管轄 ×	基幹番号 9	枝番号 001
------------	----------	---------	---------	-----------	------------

住所 ○○市○○ ○-○-○
委託事業主の 氏名 ○○工業株式会社 殿

金 ¥ 77,162

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和2年6月29日までに当事務組合に納入してください。
令和2年4月20日

所在地 ○○市○○ ○-○-○
労働保険の事務組合名称 労働保険事務組合○○ 代表 ○○○○

算定方法

令和1年度確定			令和2年度概算		
賃金総額	料率	確定保険料	賃金総額	料率	概算保険料
労災	35 1,000	197,400	労災	35 1,000	197,400
特加入	35 1,000	12,775	特加入	35 1,000	12,775
雇用	9 1,000	446,850	雇用	9 1,000	446,850
合計		657,025	合計		657,025
申告済概算保険料		800,000	期別納付額		
差引額		142,975	第1期	219,009	76,034
滞付額			第2期	219,008	219,008
不足額			第3期	219,008	219,008

① 概算保険料は、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、令和2年6月31日以前に確定した事務組合と、一般拠出金算定対象は別枠で、当該事務組合分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。

賃金総額	料率	一般拠出金額
56,400	02	1,128

- (4) 労働保険料等領収書（組様式第8号）の作成
委託事業主から保険料等を徴収したときは領収書を交付します。

組様式第8号
労働保険料等領収書(控)

労働保険 番号	府県 44	所掌 ×	管轄 ×	基幹番号 9	枝番号 001
------------	----------	---------	---------	-----------	------------

住所 ○○市○○ ○-○-○
委託事業主の 氏名 ○○工業株式会社 殿

金 ¥ 77,162

上記の金額を受領しました。

種別	納入金額	摘要
概算保険料 全・①・②・③	219,009 円	
確定保険料	▲142,975	(充当額)
追徴金		確定保険料と概算保険料は別に記入してください。
延滞金		
一般拠出金	1,128	
追徴金		
延滞金		
計	77,162	

領収年月日 令和2年5月15日
労働保険事務組合の 名称 労働保険事務組合○○ 所在地 ○○市○○ ○-○-○ 代表者 ○○○○

一連番号を付して使用してください。 No. 1

之組印長

(5) 労働保険概算・増加概算・確定保険料一般拠出金申告書(様式第6号(甲))の作成
 申告書は、事務組合に付与された労働保険番号の基幹番号単位で作成します。ただし、メリ
 ット制適用事業については事業場単位で作成します。
 申告書内訳から転記誤りがないように注意してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

標準字体 **0123456789**

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 **継続事業**
 石綿健康被害救済法 一般拠出金 (一括有期事業を含む。)

提出用

令和 2 年 6 月 1 日

あて先 〒870-0037 大分県大分市東春日町17-20

※提出年月日(元号:令和は9) 対象者数を必ず記入してください。 ※事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ⑦保険関係 ※片保険理由コード

大分労働局 **abcd 1234** **アクセスコード**

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 算定期間 平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 3 月 31 日 まで

区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	11 千円	1000分の(イ)	12 円 2234729
労災保険分	13 千円	1000分の(ロ)	14 円 889760
雇用保険法適用者分	15 千円		
高年齢労働者分	16 千円	1000分の(ニ)	17 円 71500
保険料算定対象者分	18 千円	1000分の(ホ)	19 円 1344969
一般拠出金(注1)	35 千円	1000分の(ヘ)	36 円 0.02 2759

⑪ 算定期間 令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)	20 千円	1000分の(イ)	21 円 1741333
労災保険分	22 千円	1000分の(ロ)	23 円 687064
雇用保険法適用者分	24 千円		
高年齢労働者分	25 千円	1000分の(ニ)	26 円 1051000
保険料算定対象者分	26 千円	1000分の(ホ)	27 円 1051000

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰ 延納の申請 納付回数 **3**

⑱ 申告済概算保険料額 **2,468,267** 円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) 充当額 **233,538** 円 (ロ) 還付額

㉑ 労働保険料のみに充当 **1**

㉒ 労働保険料及び一般拠出金のみに充当 **2**

㉓ 労働保険料のみに充当 **3**

㉔ 増加概算保険料額 **1234567891011**

㉕ 労働保険料 346,907 円 ㉖ 一般拠出金 2,759 円 ㉗ 今期納付額(ニ)+(ホ) 349,666 円

㉘ 第2期 580,445 円 ㉙ 第2期納付額(子)-(ウ) 580,444 円

㉚ 第3期 580,444 円 ㉛ 第3期納付額(ル)-(フ) 580,444 円

㉜ 事業又は作業の種類

㉝ 郵便番号 **XXXX-XXXX** 電話番号 **(000) 000-0000**

㉞ (イ) 住所 **〇〇市〇〇-〇-〇**

㉟ (ロ) 名称 **労働保険事務組合〇〇**

㊱ (ハ) 氏名 **代表 〇〇〇〇**

㊲ (イ) 所在地

㊳ (ロ) 名称

㊴ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㊵ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㊶ (イ) 所在地

㊷ (ロ) 名称

㊸ 署名押印又は署名 **之組印長**

※申告書作成時の注意事項

- ① 「⑮申告済概算保険料」欄に印書されている金額に疑義があるときは、労働局に照会してください。
- ② 概算保険料を延納する場合、「⑳期別納付額」の(イ)(チ)(ル)欄には、「⑭概算保険料額」(イ)欄の金額を三等分した金額を記載してください。なお、端数(1円または2円)は1期分に加算してください。

(6) 領収済通知書(納付書)の作成

領収済通知書は訂正することができません。誤記入したときは、新たに納付書を作成してください。

領収済通知書		(労働保険)	(国庫金)	(記入例) ¥0123456789
① ① 30841		※取扱行名 大分労働局		※取扱行番号 00075647
② ② 443019****0-0000		※CD	※証券受領	労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 02年度
③ ③ 9-02 9-02		翌年度5月1日以降 現年度歳入組入		
④ ④ 02年度 1期		⑤ ⑤ 大分市〇〇 〇-〇-〇		
⑤ ⑤ 01年度 確定		⑥ ⑥ 枝001 R02-21		
⑥ ⑥ 01年度 確定		⑦ ⑦ 労働保険事務組合〇〇 殿		
納付の場所		納付の場所		
日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店) 所轄都道府県労働局 所轄労働基準監督署		労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)		
納付の目的		納付の目的		
1. 令和		労働保険料 ¥349666		
2. 令和		一般拠出金 ¥2759		
納付額(合計額)		納付額(合計額) ¥352425		
あて先		上記の合計額を領収しました。		
〒870-0037		領収日付印		
大分県大分市東春日町17-20				
大分第2フリアプラザビル3階				

※領収済通知書作成時の注意事項

- ①帳票種別欄 種別番号を訂正しないでください。
- ②労働保険番号欄 管轄、基幹番号をはっきりと記入してください。枝番号は通常は「000」です。メリット事業場の場合は事業場ごとの枝番号を記入してください。
- ③納付額欄 金額の前には必ず「¥」記号を付してください。
- ④納付の目的欄 年度、期別、概算、確定を記入してください。
- ⑤住所・氏名欄 印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。誤りがある場合は訂正しないで労働局に連絡してください。
- ⑥住所・氏名欄の余白 滞納事業場分の保険料等を納付する場合は、余白に枝番号と徴定年度、収納区分を手書きで記入してください。

8 一括有期事業の年度更新について（労働保険番号の基幹番号末尾4、5）【末尾4のうち立木の伐採の事業のみ】

【有期事業の一括ができる工事】

- ・建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満（消費税を除く）、かつ、概算保険料額が160万円未満での場合、一括して申告します。
- ・立木の伐採の事業については、素材の見込生産量が1千立方メートル未満で、かつ、概算保険料が160万円未満の事業については、一括して申告します。

【保険料の算定の仕方】

建設の事業における労災保険料の算定方法には、賃金による場合と、請負金額による場合があります。

・支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。通勤手当や賞与等も算入することに注意してください。

・請負金額による算定（賃金総額を正確に算定することが困難な場合）

建設の事業において、賃金総額を正確に把握できない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

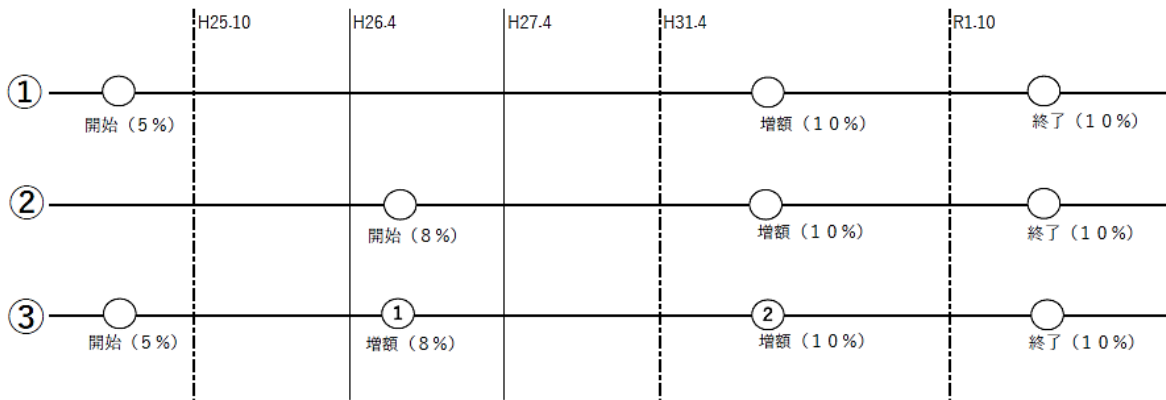
請負金額には、支給資材の価格相当額、貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、告示によって特定された控除対象工事用物（機械装置の組立て又は据付けの事業【業種番号36】の機械装置）を控除します。

請負代金 ※1 【契約金額・施主からの金銭給与】	+	請負代金に加算する額 【支給材の価格相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額】	-	請負代金から控除する額 【36「機械装置の組立て又は据付けの事業」の機械装置】	=	請負金額
-----------------------------	---	---	---	--	---	------

※1 消費税率については、令和元年10月1日以降8%から10%に引き上げられましたが、事業の終了が令和元年10月1日以降であっても、平成31年3月31日以前に締結した契約に基づくものについては、旧税率（8%）が適用されるという「経過措置」の対象になります。しかし「経過措置」の対象事業であっても、平成31年4月1日（消費税率10%適用に係る指定日）以降に変更契約により請負金額が増額された場合は、その増額された部分については、引き上げ後の消費税率（10%）が適用されます。

したがって、平成27年3月31日以前に労災保険に係る保険関係が成立しており、令和元年10月1日現在で当該保険関係が消滅していない有期事業について、平成31年4月1日以降に請負金額の増額が生じた場合の賃金総額の算定等については、下記のとおり取り扱いますので留意してください。

- ① 平成25年9月30日以前に開始した事業のうち、平成31年4月1日以降に請負金額の増額が生じた場合の賃金総額の算定については、事業全体の請負金額（消費税等相当額を含む。）から増額された額（消費税等相当額を含む。）に110分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）を減じた額に労務費率を乗ずるものとなること（20ページ表①参照）。
- ② 平成25年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始した事業のうち、平成31年4月1日以降に請負金額の増額が生じた場合の賃金総額の算定については、増額前の請負金額（消費税等相当額を含む。）に108分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、増額された額（消費税等相当額を含む。）を加えた額から、当該増額された額（消費税等相当額を含む。）に110分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）を減じた額に労務費率を乗ずるものとなること（20ページ表②参照）。
- なお、平成25年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始した事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第49号）により設けていた消費税に係る暫定措置（請負金額に108分の105を乗ずることとしていたもの）が適用されることに留意すること。
- ③ 平成25年9月30日以前に開始した事業のうち、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間及び平成31年4月1日以降に計2回以上請負金額の増額が生じた場合の賃金総額の算定については、事業全体の請負金額（消費税等相当額を含む。）から増額された額（平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間の増額分。消費税等相当額を含む。）に108分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）及び増額された額（平成31年4月1日以降の増額分。消費税等相当額を含む。）に110分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）を減じた額に労務費率を乗ずるものとなること（20ページ表③参照）。



①のケースは、平成25年10月以前の消費税率5%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、平成31年4月以降の消費税率10%時点で増額しているため、

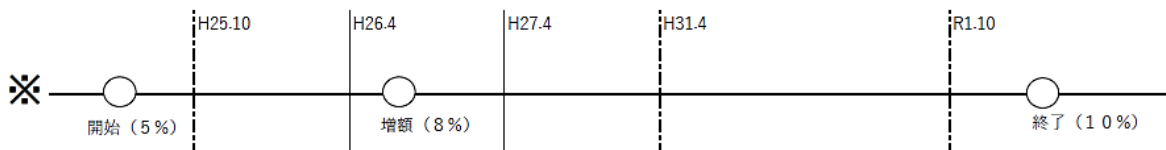
請負金額 - 増額後の請負金額 - (増額された額×110分の5)

②のケースは、平成25年10月以降の消費税率8%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、平成31年4月以降の消費税率10%時点で増額しているため、

請負金額 - (増額前の請負金額×108分の105) + 増額された額 - (増額された額×110分の5)

③のケースは、平成25年10月以前の消費税率5%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、消費税率8%の時点と10%の時点で2回増額しているため、

請負金額 - 増額後の請負金額 - (①で増額された額×108分の3) - (②で増額された額×110分の5)



※のケースは従前の通達（平成27年3月31日基徴収発0331第1号）と同じ取扱いとなる。

平成25年10月以前の消費税率5%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、消費税率8%時点で増額しているため、

請負金額 - 増額後の請負金額 - (増額された額×108分の3)

一括有期事業の年度更新手順（労働保険番号の基幹番号末尾4、5）【末尾4のうち立木の伐採の事業のみ】

(1) 賃金等の報告（組様式第4号）、

一括有期事業報告書（建設の事業）（様式第7号(甲)）、
 一括有期事業総括表（建設の事業）、
 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）（様式第7号(乙)） の作成

① 賃金等の報告（組様式第4号）の作成

賃金等の報告の、前年度の「確定賃金総額」欄には、「前年度」に終了した事業の下請を含むすべてを対象とした、労働者に支払った「賃金総額」を記入します。

② 一括有期事業報告書（建設の事業）（様式第7号(甲)）の作成

一括有期事業報告書は、前年度に終了した事業（工事等）について、事業の種類ごとに作成し、さらに、一括有期事業総括表に記載されている事業開始時期ごとに分けて記入してください。なお、支払賃金額により保険料を算定する場合でも報告書の提出が必要です。

様式第7号(第34条関係) (甲) 労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控 2 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
			① 請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
441019XXXX5XXXX	由布市〇〇〇-〇-〇	1年5月1日から 1年9月30日まで	1,260,000			1,260,000	23	289,800
〇〇邸増築工事	大分市〇〇〇-〇-〇	1年9月1日から 2年1月31日まで	1,000,000			1,000,000	23	230,000
事業の種類	35 建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	計	2,260,000			2,260,000		519,800

前年度中(保険関係が消滅した日までに廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。)

2 年 6 月 1 日

大分 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(〇〇〇 - 〇〇〇〇)
電話番号(〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

住所 大分市〇〇 〇-〇-〇
事業主 株式会社〇〇建設
氏名 代表取締役 〇〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・氏名 電話番号
事務代理者の表示

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙] 労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控 2 枚のうち 2 枚目

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
			① 請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
田中邸家屋解体工事	由布市〇〇1215	27年3月1日から 31年4月20日まで	630,000			630,000	23	144,900
(平成27年3月31日以前 開始工事分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				630,000		144,900
県道改修工事	中津市大字中殿	1年8月1日から 1年12月20日まで	42,000,000			42,000,000	24	151,200
隧道改修工事 他5件	佐伯市鶴谷町	31年4月1日から 2年3月31日まで	11,340,000			11,340,000	24	10,080,000
(平成27年4月1日以降 開始工事分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				53,340,000	24	12,801,600
事業の種類	37 その他の建設事業	計	53,970,000			53,970,000		12,946,500

① H25.10.1~H27.3.31のものは消費税を含む請負金額に108分の105を乗じた金額を、
② H27.4.1以降のものは消費税を含まない請負金額を、
記入してください。
③ 平成31年4月1日以降に請負金額の増額が生じた場合は、19、20ページに記載のとおり算定する必要があります。

請負金額が500万円未満の工事は、〇〇工事他〇件と記入してください。

③ 一括有期事業総括表（建設の事業）の作成

一括有期事業報告書（建設の事業）で計算した請負金額、賃金総額を一括有期事業総括表に転記します。事業開始時期により保険料率が異なるので注意してください。メリット制適用事業場については労災保険率決定通知書のメリット料率で保険料を計算してください。なお、支払賃金額により保険料を算定する場合でも総括表の提出が必要です。

別添様式 労働保険等

令和 **元** 年度一括有期事業総括表（建設の事業） 事業主 控

労働保険番号 **441019XXXX5XXXX** 一括有期事業報告書 **2** 枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基準料率	メリット料率	
31	水力発電施設、すい道等新設事業	平成24年3月31日以前のもの	円	19	千円	1000分の103	1000分の	円
		平成27年3月31日以前のもの		18		89		
32	道路新設事業	平成27年4月1日以降のもの		19		79		
		平成24年3月31日以前のもの		21		15		
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成27年4月1日以降のもの		19		11		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成24年3月31日以前のもの		19		11		
		平成27年3月31日以前のもの		18		10		
35	建築事業	平成27年4月1日以降のもの	① 2,260,000	23	① × 23% 千円未満切捨	13	① × 11	④ 5,709
		平成24年3月31日以前のもの		24		18		
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日以前のもの		21		11		
		平成27年4月1日以降のもの		23		14		
37	その他の建設事業	平成24年3月31日以前のもの		22		15		
		平成27年3月31日以前のもの		40		9		
38	既設建築物設備工事業	平成27年4月1日以降のもの		38		7.5		
		平成27年3月31日以前のもの		40		6.5		
39	その他の建設事業	平成24年3月31日以前のもの		22		9		
		平成27年3月31日以前のもの	② × 23% (千円未満切捨)			7.5	⑥ × 19	
40	その他の建設事業	平成27年4月1日以降のもの	③ × 24% (千円未満切捨)			6.5	⑦ × 17	
		平成24年3月31日以前のもの		24		19		
41	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの	② 612,500	23	② 140		⑤ 2,660	
		平成27年4月1日以降のもの	③ 53,340,000	24	③ 12,801		⑤ 217,617	
合計		①+②+③	56,212,500	①+②+③	13,460	①+②+③	225,986	
		②	(①を除いた合計)		②	一般拠出金額	(②×③)	
					13,460	千円	1000分の	269
						0.02		

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和 **2** 年 **6** 月 **1** 日

住所 **大分市〇〇 〇-〇-〇** 記名押印又は署名

大分 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 **株式会社〇〇建設** 代表取締役 **〇〇〇〇** (代表者印)

氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社名 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

(2) 保険料・一般拠出金申告書内訳 (組様式第6号(甲)) の作成

委託事業主から提出された、賃金等の報告、一括有期事業報告書、一括有期事業総括表をもとに申告書内訳を作成します。作成方法は継続事業の場合と同様です (12、13 ページ)。

令和1年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳										令和2年度 概算										1枚のうち1枚目			
労働保険番号の枝番号	事業場の名称	業種	労働保険区分	労働保険				雇用保険				一般拠出金				令和2年度概算保険料				第1種特別加入者			
				賃金総額	労災保険	保険料 (⑦×⑧)	基金総額	雇用保険率	一般拠出金 (⑩の(-)×⑪)	基金総額	一般拠出金額 (⑫の(-)×⑬)	確定拠出金 (規模区分別) 合計額 (⑭+⑮)	基金総額 (⑯)	一般拠出金額 (⑰×1000)	一般拠出金 (⑱)	一般拠出金 (⑲)	第1種特別加入者保険料	第1種特別加入者 (⑳+㉑)	氏名	適用月数	区分	適用月数	
001	株〇〇建設	3 7 1 8	5	両保	13,460	15	201,900	256,650	13,460	256,650	256,650	13,460	13,460	13,460	13,460	13,460	13,460	〇〇〇〇	10,000	8	12	12	
002	〇〇工務所	3 5 0 1	3	両保								29	125,742		R2,229		H11130 事業主死亡による月別掛算	〇〇〇〇	12,000	8	12	12	
003	〇〇設備工業(株)			両保																			
004	〇〇工務店(株)	3 5 0 1	16	両保	7,058	9.5	67,051	101,726	7,058	141	200,134	9.5	108,661	108,661	108,661	108,661		〇〇〇〇	10,000	12	12	12	
005	〇〇土建(株)	3 7 1 8	8	両保	5,920	15	88,800	120,735				(5,920)	(118)	149,088		R18,311		〇〇〇〇	14,000	5	12	12	
006	〇〇建設(株)	3 5 0 1	18	両保	36,018	9.5	342,171	460,066	36,018	720	947,387	9.5	463,534	463,534	463,534	463,534		〇〇〇〇	14,000	12	12	12	
007	〇〇建築(有)	3 5 0 2	2	両保	0	9.5	34,675	34,675	0	0	63,750	9.5	34,675	34,675	34,675	34,675		〇〇〇〇	10,000	12	12	12	
008	〇〇建設(株)	3 7 1 8	10	両保	400	15	6,000	11,475	400	8	H2,213	15	68,850	68,850	68,850	68,850		〇〇〇〇	6,000	2	12	12	
合計				7	両保			1,027,041	465,249	561,792	58,407	1,167	1,817,757	932,370	932,370	932,370		労働保険番号日	1 9 1 0 1 9	×	×	×	5

③業種欄、⑧労災保険率欄は、一括有期事業総括表の主たる事業の種類のものを入力し、特別加入者の保険料率として計算します。

⑦賃金総額(一般)欄、⑭賃金総額欄は、一括有期事業総括表で算出した賃金総額を入力します。

元請工事がなく確定保険料(一般分)が0円の場合はありますが、概算保険料(一般分)は0円で申告できません。したがって概算保険料を(特別加入者分)のみで申告することはできません。必ず一般分を算出してください。

事務組合の名称 労働保険事務組合〇〇 所在地 大分市〇〇 〇-〇-〇 代表者の氏名 〇〇〇 〇印

事務組合控

・保険料一般拠出金申告書内訳

1枚のうち1枚目					
第1種特別加入者					
氏名	平成30年度の給付基礎日数	適用月数	区分	平成31年度の給付基礎日数	適用月数
〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
〇〇〇〇	12,000	8	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	12,000	12
〇〇〇〇	14,000	5	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
〇〇〇〇	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	12,000	12
〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	9,000	12
〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
〇〇〇〇	6,000	2	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	6,000	12
労働保険番号B	府県	所掌	管轄	基幹番号	
(労働保険番号Aと同一のもの)	191	01	96	2715	

・特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

特別加入者の労災保険料の月割計算を行う場合は申告書内訳とともに、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第2号)」を作成して提出してください。

別紙様式第2号
特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)
令和 元 年度分
1枚のうち1枚目

労働保険番号	府県 所掌 管轄			基幹番号						
	4	4	1	0	1	9	6	2	7	1
枝番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額			
00:2	〇〇〇〇	12,000	元 年 4 月 1 日 ～ 元 年 11 月 30 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等	8	365,000	2,920,000			
00:5	〇〇〇〇	14,000	元 年 4 月 1 日 ～ 元 年 8 月 31 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等	5	425,834	2,129,170			
00:8	〇〇〇〇	6,000	2 年 2 月 1 日 ～ 2 年 3 月 31 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等	2	182,500	365,000			
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
			年 月 日	1.加入 2.脱退、自然消滅等						
計	3 人						5,414,170			

上記のとおり報告します。
令和 2 年 6 月 1 日
大分労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿
(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇8555)
電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
労働保険の事務組合 名称 労働保険事務組合〇〇 所在地 〇〇市〇〇 〇-〇-〇 代表者氏名 代表 〇〇〇〇
記名押印又は署名
之組
印長

・年度途中で新規加入・脱退した場合の労災保険料の特例計算について

特別加入者が年度途中で新規加入・脱退した場合は、特例計算により特別加入した月数で月割計算することが認められています。

- ① 新規加入者は加入承認日の属する月から年度末までの月数。
- ② 脱退(任意脱退)した場合は年度初月から脱退承認日の属する月までの月数。
- ③ 労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者に該当しなくなったとき(地位が消滅したとき)は年度当初から地位が消滅した日の属する月までの月数。

(1) 第1種特別加入者(中小事業主等)の年度更新について

【必要書類】

- ① 労働保険料申告書(様式第6号(甲))
- ② 保険料・一般拠出金申告書内訳(組様式第6号(甲)) (㊟第1種特別加入者欄に記入)
 - ア 「氏名」欄には特別加入者の氏名を記入します。令和元年度中に特別加入していた者に加え、令和2年5月末までに承認された新規加入者も記入してください。令和元年度中に脱退・地位消滅した者についても記入漏れがないように注意してください。
 - イ 「令和元年度の給付基礎日額」欄には前年度の申告書内訳、新規加入申告書類等を照合して誤りがないように記入してください。
 - ウ 「令和2年度からの給付基礎日額」欄は、変更ない場合には令和元年度の給付基礎日額と同額を、変更ある場合は変更後の希望の給付基礎日額を記入してください。令和2年5月末までに承認された新規加入者については、加入申請書類に記入した給付基礎日額を記入してください。
 - エ 「適用月数」欄は、年度途中で加入・脱退した場合は特別加入していた月数を、それ以外は「12」と記入してください。
 - オ 「区分」欄は、令和2年度から新規加入する場合は「1 新規」に、令和元年度中から継続し給付基礎日額に変更がない場合は「2 継続」、令和元年度から継続し給付基礎日額を変更する場合は「3 変更」、令和元年度中又は平成30年度末に脱退等している場合は「4 脱退等」に○印をつけてください。
- ③ 給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)(対象者がいる場合)

第1種特別加入者(中小事業主等)の給付基礎日額を変更する場合は、3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書(特様式第2号)」を監督署へ提出してください。

この申請がなく、年度更新時に保険料・一般拠出金申告書内訳の「令和2年度からの給付基礎日額」欄に変更後の額を記入した場合でも申請あったものとみなしますが、4月以降「保険料・一般拠出金申告書内訳」提出日までに被災していた場合は、前年度の給付基礎日額で労災給付を行うことになります。
- ④ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第2号)(月割計算対象者がいる場合)

特別加入者が年度途中で新規加入・脱退した場合は、特例計算により特別加入した月数で月割計算することが認められています。

 - ① 新規加入者は加入承認日の属する月から年度末までの月数。
 - ② 脱退(任意脱退)した場合は年度初月から脱退承認日の属する月までの月数。
 - ③ 労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者に該当しなくなったとき(地位が消滅したとき)は年度当初から地位が消滅した日の属する月までの月数。

(2) 第2種特別加入者(一人親方等)の年度更新について

【必要書類】

- ① 労働保険料申告書(様式第6号(甲))

申告書の「㊟申告済概算保険料」欄は、訂正できません。不明な点があれば労働局に確認してください。

② 確定・概算保険料申告書内訳（第2種特別加入保険料）（組様式第6号(乙)）

「⑤保険料算定基礎額総計」欄は、特別加入者の保険料算定基礎額の総計（1,000円未満切り捨て）を記入してください。特例計算対象者は月割計算後の算定基礎額で計算してください。保険料率は下表のとおりです。

第 二 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表

（単位：1/1,000）

（平成30年4月1日改正）

事業又は作業の種類 の種類の番号	事業又は作業の種類	料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	12
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	18
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	15
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	6
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	5

③ 給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）（対象者がいる場合）

ア 氏名、給付基礎日額に誤りがないか、注意してください。

イ 特例による保険料算定基礎額は、加入月数に応じて月割計算してください。

第2種特別加入者（一人親方等）の給付基礎日額を変更する場合、3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」を監督署へ提出してください

い。年度更新時に提出した場合は、4月以降申請書提出までの間に被災していると、前年度の給付基礎日額で労災給付を行うこととなります。

- ④ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第2号）（月割計算対象者がいる場合）
特別加入者が年度途中で新規加入・脱退した場合は、特例計算により特別加入した月数で月割計算することが認められています。
- ① 新規加入者は加入承認日の属する月から年度末までの月数。
 - ② 脱退（任意脱退）した場合は年度初月から脱退承認日の属する月までの月数。

(3) 第3種特別加入者（海外派遣者）の年度更新について

【必要書類】

- ① 労働保険料申告書（様式第6号(甲)）
海外派遣者の申告書（労働保険番号の基幹番号の末尾8で枝番号が300番台）は、事業場ごとに一般の継続事業とは別に作成します。
- ② 第3種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）（海特様式第1号）
確定保険料欄は2段書きです。上段には年度を通じて継続して加入した者について記入し、下段には年度の途中に加入または脱退した者について記入してください。

第 三 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表

（単位：1/1,000）

対 象	料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

- ③ 第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）（海特様式第2号）
第3種特別加入保険料申告内訳名簿には、申告時において第3種特別加入者である者と前年度中に脱退した者を全て記入してください。当年度4月1日以降に承認を受けた特別加入者を含みます。申告時に申請済みでも承認を受けていない者は含みません。
給付基礎日額を変更するときは、給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）を3月2日から3月31日の間に所轄の監督署に提出してください。変更申請書を提出せずに年度更新時に申告内訳名簿で変更を提出した場合も変更申請あったものと取扱いますが、4月以降申請書提出までの間に被災していると、前年度の給付基礎日額で労災給付を行うこととなります。
- ④ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）（月割計算対象者がいる場合）
特別加入者が年度途中で新規加入・脱退した場合は、特例計算により特別加入した月数で月割計算することが認められています。
- ① 新規加入者は加入承認日の属する月から年度末までの月数。
 - ② 脱退（任意脱退）した場合は年度初月から脱退承認日の属する月までの月数。

【加入期間の例】

ア 起算月（新たに特別加入者となった場合）

- ・承認日前から海外派遣中のときは 承認日の属する月
- ・承認後に海外派遣されるときは 海外派遣開始日の属する月

イ 消滅月

- ・派遣期間終了により帰国したときは 帰国した日の属する月
- ・脱退するときは 脱退の承認を受けた日の属する月

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

月割計算方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を12で除す。(円未満の端数は切り上げる)
- ② ①で得た額に該当月数を乗じる。

(注) 特例計算対象者で、加入月数が12ヶ月となる方の別紙様式第1号「特例による保険料算定基礎額」欄については、対応する給付基礎日額の「保険料算定基礎額」の欄の額と同額としてください。

10 電子媒体による申告書内訳の提出について

事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体（以下「申告書内訳（電子）」といいます。）を提出した場合には、報奨金（電子化分）の交付対象になります。

（1）交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合に交付対象になります。

- ① 報奨金（定率・定額分）の交付対象事務組合であること。
- ② 電子媒体の種類は、DVD（DVD-R、DVD+R または DVD-RW、DVD+RW）、CD（CD-R または CD-RW）であること。
- ③ 指定された形式（下記（4）①参照）で作成されたものであること。
- ④ 申告書内訳（電子）の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」の紙媒体（組様式第6号（甲）。以下「申告書内訳（紙）」という。）と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

（2）報奨金の額

令和元年度は報奨金（電子化分）として、申告書内訳（電子）に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者 15 人以下の委託事業場 1 件につき 800 円を交付しました。

（3）申告書内訳（電子）の提出期限

申告書内訳（電子）は、年度更新時に申告書内訳（紙）とあわせて、6月1日～7月10日までに提出してください。

（4）申告書内訳（電子）の作成

- ① 厚生労働省ウェブサイト内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」で公開している「インターフェイス仕様書」の内容に沿った電子ファイルを DVD、CD に保存してください。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/index.html

- ② 大分労働局ウェブサイト「保険料・一般拠出金申告書内訳（電子媒体）作成支援ツール」（MS-Excel ファイル）【ダウンロード様式 41 ページ参照】をダウンロードして、CSV ファイルを作成することもできます。

※ DVD、CD のレーベル面に油性マジックで、「事務組合の名称」、「労働保険番号」、「令和 2 年度申告書内訳」、「作成日付」、口座振替の場合は「口座振替」と記入してください。ラベルシール等は貼付しないでください。

（5）交付手続について

報奨金の交付手続については、後日配布するパンフレットを参照してください。パンフレットは例年 9 月頃に事務組合へ送付しています。

11 労働保険料等の滞納がある場合の事務処理について

(1) 労働保険料等滞納事業場報告書について

納付期限までに労働保険料等を納付しなかった滞納事業場については「労働保険料等滞納事業場報告書（組様式第9号）」を、納付期限から15日以内に労働局まで提出してください。

各期の区分	納付期限	報告書提出期限
確定不足・一般拠出金・概算第1期分 (口座振替納付利用事務組合)	7月10日 (9月6日)	7月25日 (9月21日)
概算第2期分	11月14日	11月29日
概算第3期分	2月14日	3月1日

組様式第9号 労働保険料等滞納事業場報告書

種別 3 1 8 5 0

提出年月 9 - 0 2 - 0 7 - 1 0

※労働保険番号 4 4 3 0 1 9 6 2 7 1 0

報告年月 9 - 0 2 - 0 7 - 1 0

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。(1枚のうち1枚目)

枝番号1 0 0 4 項4
 概定年度1 9 - 0 2 項5
 概定区分1 6 2 項6
 電話(000)-(000)0000番
 事業場名 株〇〇

枝番号2 0 0 4 項10
 概定年度2 9 - 0 2 項11
 概定区分2 2 1 項12
 電話(000)-(000)0000番
 事業場名 株〇〇

枝番号3 0 0 4 項16
 概定年度3 9 - 0 2 項17
 概定区分3 7 2 項18
 電話(000)-(000)0000番
 事業場名 株〇〇

「事業場名」欄には、法人名を記入します。
 個人の場合は屋号と代表者氏名を記入します。

枝番号4 概定年度4 概定区分4
 枝番号5 概定年度5 概定区分5

合計

納付すべき保険料等1 9 1 4 6 項7
 納入額1 0 項8
 滞納額1 9 1 4 6 項9

納付すべき保険料等2 1 2 2 6 5 7 項13
 納入額2 0 項14
 滞納額2 1 2 2 6 5 7 項15

納付すべき保険料等3 9 1 4 項19
 納入額3 0 項20
 滞納額3 9 1 4 項21

納付すべき保険料等4 項25
 納入額4 項26
 滞納額4 項27

納付すべき保険料等5 項31
 納入額5 項32
 滞納額5 項33

納付すべき保険料等合計 1 3 2 7 1 7 項34
 納入額合計 0 項35
 滞納額合計 1 3 2 7 1 7 項36

納付状況

凡例

1-概定区分
 21. 全期または1期
 22. 2期
 23. 3期
 61. 事業廃止(保険料)
 62. 前年度(保険料)
 63. 前々年度(保険料)
 71. 事業廃止(拠出金)
 72. 前年度(拠出金)
 73. 前々年度(拠出金)

(2) 労働保険料等納入事業場報告書について

滞納事業場の保険料等が納入された場合には、ひと月ごとにとりまとめ、「労働保険料等納入事業場報告書」を翌月 10 日までに労働局へ提出してください。

組様式第10号

労働保険料等納入事業場報告書

種別

提出年月日 - - - 項1

大分 労働局長 殿

※労働保険番号 項2

報告年月 - - 項3

電話 (〇〇〇)-(〇〇〇)〇〇〇〇番
所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇 〇-〇-〇
名称 労働保険事務組合〇〇
代表者氏名 △ △ △ △ 記名押印又は署名(捺印) 項4

中下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。(1枚のうち1枚目)

枝番号1 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 項4	年月日1 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> - <input type="text" value="08"/> - <input type="text" value="10"/> 項7	金融機関で納付した日付を記入してください。	保険料等1 <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="6"/> 項8	滞納額1 <input type="text" value="0"/> 項9	備考1 令和元年度概算3期
徴定年度1 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="01"/> 項5 徴定区分1 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> 項6	納付場所1 大分労働局銀行 本店		納付場所2 大分労働局銀行 本店	備考2 令和、概算1期	
枝番号2 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 項10	年月日2 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> - <input type="text" value="08"/> - <input type="text" value="10"/> 項13	納入事業場名、保険料等の種別を記入してください。	保険料等2 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="7"/> 項14	滞納額2 <input type="text" value="0"/> 項15	
徴定年度2 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> 項11 徴定区分2 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> 項12	納付場所3 大分労働局銀行 本店	徴定区分を確認してください。確定不足「62」、拠出金「72」、概算1期「21」は別々に報告してください。	納付場所4 大分労働局銀行 本店	備考3 拠出金	
枝番号3 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 項16	年月日3 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> - <input type="text" value="08"/> - <input type="text" value="10"/> 項19		保険料等3 <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="4"/> 項20	滞納額3 <input type="text" value="0"/> 項21	
徴定年度3 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> 項17 徴定区分3 <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="2"/> 項18	納付場所5 大分労働局銀行 本店		納付場所5 大分労働局銀行 本店	備考5	
枝番号4 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 項22	年月日4 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> - <input type="text" value="08"/> - <input type="text" value="10"/> 項25		保険料等4 <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="4"/> 項26	滞納額4 <input type="text" value="0"/> 項27	
徴定年度4 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> 項23 徴定区分4 <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="2"/> 項24	納付場所5 大分労働局銀行 本店		納付場所5 大分労働局銀行 本店	備考5	
枝番号5 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 項28	年月日5 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> - <input type="text" value="08"/> - <input type="text" value="10"/> 項31		保険料等5 <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="4"/> 項32	滞納額5 <input type="text" value="0"/> 項33	
徴定年度5 <input type="text" value="9"/> - <input type="text" value="02"/> 項29 徴定区分5 <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="2"/> 項30	納付場所5 大分労働局銀行 本店		納付場所5 大分労働局銀行 本店	備考5	
合計			保険料等合計 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> 項34	滞納額合計 <input type="text" value="0"/> 項35	

(注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

(3) 延滞金について

労働保険料等を滞納した事業主に対しては、滞納を完納した時点で延滞金を徴収します。滞納事業主に対しては、滞納の不利益を十分認識させてください。

なお、委託事業主から保険料等の納付を受けているにもかかわらず、事務組合が納付期限までに国に納付しなかった場合には、延滞金の納付責任は事務組合が負うことになります。

12 年度途中に新規委託および委託解除があった場合の概算保険料の処理（増額・減額訂正報告）について

年度途中に新しく事務委託を受けた場合は、新規委託事業について委託事業主に賃金等の報告を求め、申告書内訳を作成し、概算保険料を増額訂正するための報告を労働局に提出します。

また、年度途中に委託解除した場合は、委託解除日までの確定保険料算定のため委託解除事業主に賃金等の報告を求め、申告書内訳を作成し、概算保険料を減額訂正するための報告を労働局に提出します。

※ 既に委託中の事業場で、労働者の増減、特別加入の増減がある場合は、翌年度の年度更新で確定保険料を申告します。当該増額・減額訂正報告の対象ではありません。

【提出書類】

- ① 労働保険概算保険料申告の増額・減額訂正報告【ダウンロード様式 41 ページ参照】
労働局提出用と事務組合控えの2部を提出します。報告書の電子媒体を大分労働局ウェブサイトに掲載しています。
- ② 労働保険概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（様式第6号 帳票種別32700）
申告書の上部余白に「概算保険料の増減額訂正報告」と赤字で記入します。
- ③ 労働保険料・一般拠出金還付請求書（様式第8号 帳票種別31751）
委託解除により還付金が発生する場合に提出します。

（1）新規委託の場合

年度途中に新規事業や委託替えて新しく事務委託を受けた場合は、委託事業主に委託開始日以降の「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の提出を求め、概算保険料を算定します。

概算保険料を増額訂正するため、前記提出書類①、②を作成して労働局に提出します。

※ 委託事業主が労働保険に個別加入している場合は以下のとおり取り扱います。

① 特別加入者なしの場合

当年度3月31日までは個別加入の労働保険番号のままで、年度更新時に確定保険料と一般拠出金を申告します。

翌年度4月1日から事務組合の労働保険番号で新規委託とし、年度更新で概算保険料を申告します。

② 特別加入者ありの場合

個別加入の労働保険番号は委託日前日までで事業廃止とし、確定保険料と一般拠出金を申告します。

委託日以降は事務組合の労働保険番号で新規委託とし、前記提出書類①、②を作成して労働局に提出します。

（2）委託解除の場合

年度途中に労働保険事務処理の委託を解除した場合は、委託解除事業主に委託解除日までの「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（一括有期事業の場合は「一括有期事業報告書」を含む。）の提出を求め、確定保険料と一般拠出金を算定します。概算保険料を減額訂正するため、前期提出書類①、

②、③（③は還付金がある場合。）を作成して労働局に提出します。

(3) 提出期間

新規委託開始日・委託解除日	提出期間
6月1日～9月30日	9月17日～10月1日
10月1日～12月28日	12月15日～12月28日
12月29日～翌年5月31日	年度更新時（翌年6月1日～7月10日）

※ メリット制適用事業場は当該増額・減額訂正報告ではなく、委託開始・解除の都度、概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（様式第6号）を労働局に提出してください。

(4) 増減訂正後の労働保険料等の納付について

① 増額訂正報告の場合

ア 9月提出の増額訂正報告分

増額金額を2等分し、2分の1は2期分として、残りの2分の1は3期分として概算労働保険料を増額します。2等分すると端数が1円生じる場合は、2期分に加算します。後日送付される領収済通知書（または振替通知書）には増額後の金額が記載されますので、これに基づき納付してください。

イ 12月提出の増額訂正報告分

増額金額は3期分概算保険料に加算されます。後日送付される領収済通知書（または振替通知書）には増額後の金額が記載されますので、これに基づき納付してください。

② 減額訂正報告の場合

ア 9月提出の減額訂正報告分

減額金額は、減額対象事業場の3期分徴収決定額から減額し、これを上回る減額金額は2期分から減額します。後日送付される領収済通知書（または振替通知書）には減額後の金額が記載されます。一般拠出金の領収済通知書は別途労働局から送付しますので、2期労働保険料の納付期限までに納付してください。

イ 12月提出の減額訂正報告分

減額金額は3期分概算保険料から減額します。後日送付される領収済通知書（または振替通知書）には減額後の金額が記載されます。一般拠出金の領収済通知書は別途労働局から送付しますので、3期労働保険料の納付期限までに納付してください。

※ 減額訂正報告した委託解除事業場の確定保険料については、翌年度の年度更新時、申告書内訳に計上する必要があります。ただし、一般拠出金については委託解除時に確定精算して納付済のため、年度更新の申告書内訳一般拠出金欄は「0円」と記載し、二重納付にならないように注意してください。

【労働保険概算保険料申告の増額・減額訂正報告 記入例】

労働保険概算保険料申告の 増額 ・ 減額 訂正報告															(該当するものに○をして下さい)			令和2年10月1日		
労働保険番号 4 4 3 0 1 9 × × × × 0																				
枝番号	事業場の名称 事業主の名	業種番号	項目	労災保険			雇用保険			保険料計 算基	一般拠出金			延納	特別加入		備考 該当番号に○印をして下さい 3. その他の場合は()内に理由を記入してください。			
				賃金額	保険率	一般保険料	賃金額	保険率	一般保険料		基礎	定額	料率		一般拠出金額	氏名		給付基礎額		
001	(株)〇〇	9801	訂正前	一般保険料額	5,000	3	15000	15,000	5,000	9	45,000	60,000						1. 新規委託 年 月 日 ② 委託解除 2年6月30日 3. その他 ()		
			特別加入保険料	2,190	3		6,570		0	6,570										
			計	7,190			21,570	5,000	45,000	66,570										
			訂正後	増減後の額	3,500	3	10500	10,500	3,500	9	31,500	42,000	3,500	0.02	70	二期	11,464		〇〇〇〇 (R2.6.30脱退)	① 新規委託 2年6月1日 2. 委託解除 年 月 日 3. その他 ()
			特別加入保険料	547	3		1,641		0	1,641										
			計	4,047			12,141	3,500	31,500	43,641						三期	0		=22,190-22,190	
増減額				-9,429		-13,500	-22,929					70								
002	(有)△△運送	7203	訂正前	一般保険料額		0	0				0	0						① 新規委託 2年6月1日 2. 委託解除 年 月 日 3. その他 ()		
			特別加入保険料				0		0											
			計	0			0	0	0											
			訂正後	増減後の額	6,000	9	54000	54,000	6,000	11	66,000	120,000		0.02	0	二期	68,213		〇〇〇〇 (R2.6.2加入)	
			特別加入保険料	1,825	9		16,425		0	16,425										
			計	7,825			70,425	6,000	66,000	136,425						三期	68,212			
			増減額			70,425		66,000	136,425				0							
			訂正前	一般保険料額		0	0			0	0						1. 新規委託 年 月 日 2. 委託解除 年 月 日 3. その他 ()			
			特別加入保険料				0		0											
			計				0		0											
			訂正後	増減後の額		0	0			0	0									
			特別加入保険料				0		0											
			計	0			0		0											
			増減額				0		0				0							
イ. 訂正前の申告済額合計							21,570			45,000	66,570			一期						
ロ. 訂正後の申告済額合計							82,566			97,500	180,066			二期	79,677					
ハ. 増減額							60,996			52,500	113,496			三期	68,212					

注1. 「一般拠出金」欄については、委託解除の際に特別加入を除く労災保険料の訂正をする場合にのみ記入して下さい。

注2. この保険料申告書内訳は、労働保険のメイト製造用事業と、それ以外の事業とを別様とし、それぞれ委託事業場に振り出された枝番号順に記入して下さい。

【労働保険概算保険料申告の増額・減額訂正報告 申告書 記入例】

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

概算保険料の増減額訂正

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業

（一括有期事業を含む。）

標準字体 0123456789

第3片「記入にあたっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 32700 ※修正項目番号 項1 ※入力徴定コード 項1

令和 2 年 10 月 1 日

①労働保険番号 443019XXXXX0-000 項2

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

あて先 〒870-0037

大分市東春日町17-20

※提出年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日 項3
③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日 項4 項5
※事業廃止等理由 項5

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ⑦保険関係 ※片保険理由コード

大分労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注)(E)(F)

確定保険料算定内訳	⑦ 区分	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
		⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	(イ)	項11 千円	(イ) 1000分の	項12 円
	(ロ)	項13 千円	(ロ) 1000分の	項14 円
雇用保険法適用者分	(ハ)	項15 千円		
	(ニ)	項16 千円	(ニ) 1000分の	項17 円
	(ホ)	項18 千円	(ホ) 1000分の	項19 円
	(ヘ)	項18 千円	(ヘ) 1000分の	項19 円
一般拠出金(注1)	(ヘ)	項35 千円	(ヘ) 1000分の	項36 円

石綿による健康被害の救済に関する法律第5条第1項に基づき、労働保険法適用者主から徴収する一般拠出金

概算・増加概算保険料算定内訳	⑪ 区分	算定期間 令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで		
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)	(イ)	項20 千円	(イ) 1000分の	項21 円
	(ロ)	項22 千円	(ロ) 1000分の	項23 円
雇用保険法適用者分	(ハ)	項24 千円		
	(ニ)	項25 千円	(ニ) 1000分の	項26 円
	(ホ)	項26 千円	(ホ) 1000分の	項27 円
	(ヘ)	項26 千円	(ヘ) 1000分の	項27 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 項28
⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 項29
※検査有無区分 項31 ※算調対象区分 項32 ※データ指示コード 項33 ※再入力区分 項34 ※修正項目 項34

⑰ 延納の申請 納付回数 項30

⑮⑩⑫⑬⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「Y」記号を付さないで下さい。

⑮ 申告済概算保険料額 項37 1,254,065 円

⑰ 増加概算保険料額 (⑮の(イ) - ⑯) 項39 60,996 円

⑱ 差引額 (イ) ⑮-⑰の(イ) 項37 (ロ) ⑮-⑰の(ロ) 項39

期限内に報告あれば訂正後の金額の領収済通知書を本省から送付します。

領収済通知書を労働局から送付します。

⑲ 全期又は第2期又は第3期	⑳ 今期労働保険料(イ)-(ロ)又は(イ)-(ハ)	㉑ 一般拠出金充当額(⑳の(イ)-一般拠出金分のみ)	㉒ 一般拠出金額(⑳の(ハ)-㉑の(ホ)(注2))	㉓ 今期納付額(㉒)-(㉑)
第2期	418,021 円	30,498 円		448,519 円
第3期	418,021 円	30,498 円		448,519 円

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉑ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉒ 加入している労働保険 (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉓ 事業主 (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名

大分市 〇〇 〇-〇-〇 労働保険事務組合 〇〇 代表 〇〇〇〇

13 労働保険料等の内部調整について

(1) 内部調整とは

委託事業場の確定保険料が概算保険料を下回る場合、差額は翌年度の概算保険料に充当します。委託解除の場合や翌年度概算保険料に充当してもあまりが出る場合は、委託事業場に還付します。

しかし、当該委託事業場に滞納がある場合は、還付せずに滞納額の納付に充てる必要があります。この処理を「内部調整」といいます。

【例1】

委託事業場甲が令和元年度概算保険料3期分10万円を滞納し、令和2年3月31日付で委託解除しました。

年度更新で令和元年度確定保険料が申告済概算保険料を下まわった場合、差額15万円（下図A）は「滞納の有無にかかわらず」令和2年度概算保険料に充当されます。つまり、事務組合全体の令和2年度概算保険料の納付すべき額が、充当分Aだけ減額されます。この減額分Aが内部調整金Bと還付金Cの原資になります。

事務組合は、差額分Aを委託事業場甲に還付する必要がありますが、滞納額B分は還付せずに内部調整金として国に納付し、残りのC分のみ還付します。

概算1期	10万円納付	概算2期	10万円納付	概算3期	10万円滞納
確定保険料			15万円	充当(A)	
				還付(C)	内部調整(B)
				5万円	10万円納付

【例2】

例1について他の事業場を含めて令和2年度年度更新時の事務組合全体の状況を考えます。
徴定・収納状況は以下のとおりとします。

	令和元年度 概算	令和元年度 確定	充当額	令和2年度 概算	令和2年度に 納付すべき額
甲	30万円 (うち10万円 滞納)	15万円 (委託解除)	15万円		
乙	15万円	13万円	2万円	13万円	11万円 ⑥
丙	18万円	21万円	△3万円	21万円	24万円 ⑦
事務組合 全体	63万円 ①	49万円 ②	14万円 ③ =(①-②)	34万円 ④	20万円 ⑤ =(④-③)

ア 事務組合が令和2年度に納付すべき額は、

令和元年度概算① 63万 - 令和元年度確定② 49万 = 充当③ 14万

令和2年度概算④ 34万 - 充当額③ 14万 = 納付すべき額⑤ 20万

委託事業場甲は令和元年度概算保険料を10万円滞納していますが、充当額③は「滞納の有無にかかわらず」概算①と確定②の差額を計上します。この差額が内部調整金の原資となります。

イ 令和2年度に事務組合が委託事業場から徴収する額は

乙⑥ 11万 + 丙⑦ 24万 = 35万

ウ 事務組合は委託事業場から35万円(上記イ)徴収し、このうち20万円(上記ア)を納付します。余った15万円は、内部調整金なので委託事業場甲の滞納10万円と還付金5万円に充てます。

前年度概算保険料の滞納があるのに、納付すべき額が減ることが理解しづらい場合は、滞納事業場甲を除いて考えます。

	令和元年度 概算	令和元年度 確定	充当額	令和2年度 概算	令和2年に 納付すべき額
乙	15万円	13万円	2万円	13万円	11万円
丙	18万円	21万円	△3万円	21万円	24万円
事務組合全体	33万円	34万円	△1万円	34万円	35万円 ⑧ (34万+1万)

甲を除くと事務組合が納付すべき額は⑧ 35万で、上表の⑤ 20万と比べて15万上がっています。つまり、甲の充当額15万円があったので納付すべき額が下がっていたのです。

14 労働保険関係手続の電子申請について

労働保険の電子申請手続きは、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

電子申請のメリット

- (1) 労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要がなく窓口の待ち時間がありません。24時間365日いつでも手続きが可能です。
- (2) 前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば次年度からは変更と修正だけで速やかに処理できます。入力チェック機能や計算機能があり、記入漏れや記入誤りを防げます。
- (3) 申請届出用紙の入手が不要です。申請のための移動費や人件費などのコストを削減できます。
- (4) マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。（ICカードリーダーが必要。）

電子申請可能な届出等の例

労働保険継続事業一括認可・追加・取消申告書
労働保険継続事業一括変更申請書／労働保険継続被一括事業名称・所在地変更届
労働保険等労働保険事務等処理委託解除届
労働保険概算・確定保険料等申告書（事務組合）
労働保険労働保険料・一般拠出金還付請求書
労働保険関係成立届（事務処理委託届）
労働保険名称、所在地等変更届 ほか

詳しくは大分労働局ウェブサイトを確認してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/tetsuzuki/sinsei.html

大分労働局ホーム>各種法令・制度・手続き>労働保険関係>手続き>労働保険の申請はカンタン・便利な電子申請で！！

15 ウェブサイトでダウンロードできる様式等について

(1) 特別加入関係様式

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai/rousaihoken06/index.html

特別加入申請書（中小事業主等）（様式第34号の7）

特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）（様式第34号の8）

特別加入申請書（一人親方等）（様式第34号の10）

特別加入申請書（海外派遣者）（様式第34号の11）

特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書（海外派遣者）（様式第34号の12）

給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）

海外派遣に関する報告書（特様式第5号）

(2) 特別加入のリーフレット

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 労災保険への特別加入

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai/kanyu.html

特別加入制度のしおり（中小事業主等用）

特別加入制度のしおり（一人親方その他の自営業者用）

特別加入制度のしおり（特定作業従事者用）

特別加入制度のしおり（海外派遣者用）

(3) 労働保険関係各種様式

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険制度（制度紹介・手続き案内） > 労働保険関係各種様式

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudouhoken01/yousiki.html

様式第7号(甲)「一括有期事業報告書・総括表（建設の事業）」

様式第7号(乙)「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」

様式第8号「労働保険料・一般拠出金還付請求書」

様式第19号「労働保険代理人選任・解任届」

様式第4号「労災保険関係成立票」

海特様式第1号「第3種特別加入保険料申告内訳」

海特様式第2号「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」

別紙様式第1号「特別加入保険料算定基礎特例計算対象者内訳」

平成31年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表

平成31年度 確定保険料算定基礎賃金集計表（雇用保険用）

(4) 労働保険事務組合関係様式

大分労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 法令・制度 > 労働保険事務組合関係様式集

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/jimukumiai-youshiki.html

労働保険事務等委託書

労働保険事務等委託事業主名簿

労働保険料等徴収及び納付簿

雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届

労働保険料算定月別賃金支払集計表

労働保険概算保険料申告の増額・減額訂正報告

保険料・一般拠出金申告書内訳（電子媒体）作成支援ツール

労働保険事務組合事務処理規約例

委託変更に伴う特別加入者の継続加入確認書（大分局）

特別加入脱退申請書（大分局）

労働保険料等口座振替納付の緊急停止依頼書

労働保険事務組合事務処理手引き（大分局）

(5) 労働保険事務組合名簿

大分労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 法令・制度 > 事業主に代わって労働保険手続きを行う事務組合があります

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/jimukumiai2019.12_00001.html

(6) 一人親方団体名簿

大分労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 法令・制度 > 一人親方等も国の労災保険に特別加入できます

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/20120227H24meritto_00001.html

16 労働保険料等の口座振替納付について

労働保険料等の口座振替納付とは、労働保険料及び一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

<口座振替による納付の主なメリット>

- ・保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・納付の忘れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・手数料はかかりません。
- ・保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

詳しくは、口座振替にかかるリーフレットをダウンロードしてご覧ください。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険制度（制度紹介・手続き案内） > 労働保険料等の口座振替納付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

口座振替申込手続きのダウンロード様式

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険制度（制度紹介・手続き案内） > 口座振替の申込について

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/kouza_moushikomi.html

労働保険事務組合用

申込用紙（「口座振替納付書送付依頼書（新規）」）

申込用紙（「口座振替納付書送付依頼書（変更）」）

17 労働保険事務組合の年間スケジュール

4月 ～ 5月	前年度労働保険料会計決算の点検・照合 「貸金等の報告」の受理 保険料の計算・納入通知書作成、申告書・申告書内訳の作成 保険料の徴収・納付簿への記帳	年度更新	
6月	年度更新申告書提出・納付(6月1日から7月10日まで)		
7月	7月10日・・・第1期法定納期限(確定不足・第1期分・一般拠出金) 7月25日・・・第1期滞納事業場報告書 提出期限		滞納事業場への督促、徴収、納付
8月			
9月	9月6日・・・口座振替納付制度利用事務組合の第1期口座振替日 9月21日・・・第1期(口座振替制度利用事務組合)滞納事業場報告書 提出期限 増額・減額訂正報告提出(6～9月分)		算定基礎調査
10月	報奨金支給申請		納入事業場報告書の提出
11月	第1期分督促状送付 11月16日・・・第2期法定納期限		
12月	12月1日・・・第2期滞納事業場報告書 提出期限 増額・減額訂正報告提出(10～12月分)		
1月	第2期分督促状送付		
2月	2月15日・・・第3期法定納期限		
3月	3月2日・・・第3期滞納事業場報告書 提出期限 第3期分督促状送付 労働保険料会計の決算		

労働保険事務組合のみなさまへ

令和2年度から 労働保険事務を委託できる 事業主の主たる事務所の 所在地に制限がなくなります

これまで、労働保険事務組合に労働保険事務を委託できる事業主の地域的範囲については、次のとおりとなっていました。

- ①次の場合を除き、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に、主たる事務所を持つ事業の事業主とする。
- ②委託事業主の利便を考慮し、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主が、全委託事業主の20%以内である場合には、労働保険事務組合として労働保険事務を行うことができる。

この取扱いは、令和元年度をもって終了します。

したがって、令和2年4月1日からは、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に、主たる事務所を持つ事業の事業主のほか、他の都道府県の事業の事業主についても、労働保険事務組合に労働保険事務を委託できます。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

大分労働局 総務部 労働保険徴収室
 大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階
 電話 097-536-7095 FAX 097-534-7907

労働基準監督署およびハローワーク一覧

労働基準監督署	所在地	電話	管轄区域
大分	〒870-0016 大分市新川2-1-36 大分合同庁舎2F	097-535-1514	大分市、別府市、杵築市、 由布市、国東市、日出町、 姫島村
中津	〒871-0031 中津市大字中殿550-2 中津合同庁舎2F	0979-22-2720	中津市、豊後高田市、 宇佐市
佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3F	0972-22-3421	佐伯市、臼杵市、 津久見市
日田	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61	0973-22-6191	日田市、玖珠町、九重町
豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4F	0974-22-0153	竹田市、豊後大野市
ハローワーク	所在地	電話	管轄区域
大分	〒870-8555 大分市都町4-1-20	097-534-8609	大分市、由布市
別府	〒874-0902 別府市青山町11-22	0977-23-8609	別府市、杵築市、国東市、 日出町、姫島村
中津	〒871-8609 中津市大字中殿550-21	0979-24-8609	中津市
日田	〒877-0012 日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609	日田市、玖珠町、九重町
佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎1・2F	0972-24-8609	佐伯市、臼杵市、 津久見市
宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎1F	0978-32-8609	宇佐市、豊後高田市
豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎3F	0974-22-8609	竹田市、豊後大野市